

令和8年8月 時津町農業委員会総会

1. 日 時 令和8年8月25日（火曜日）10時～11時

2. 場 所 時津町役場第二庁舎3階会議室

3. 参加者

○農業委員（10名）

1 番 山口 正利

2 番 田崎 芳則

3 番 坂本 敬治

4 番 山上 俊市

5 番 橋口 幸代

6 番 溝上 勝也

7 番 池田 稔

8 番 濱田 信

9 番 水口 直喜

10 番 崎山 梓織（欠席） 11 番 池崎 久和

○農地利用最適化推進委員（3名）

1 番 岳田 稔人

2 番 溝上 直美

3 番 渡辺 洋一

○事務局（2名） 成富 義徳 一瀬 良平

4. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について 5 番 橋口 幸代 6 番 溝上 勝也

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号1－18号）

日程第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出（受付番号1－19号）

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（受付番号1－17号）

○議 長

皆さん、おはようございます。本日の出席委員は農業委員10名、推進委員3名であります。会議規則第7条の規定の定数に達しておりますので、これより令和8年8月農業委員会総会を開催いたします。日程第1、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は会議規則第14条の規定に基づき、5番橋口委員、6番溝上委員を指名いたします。日程第2、議案第1号について事務局は説明をお願いします。

○事務局

議案第1号について説明いたします。1ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。譲受人は長崎市三川町〇〇、〇〇さん、譲渡人は日並郷〇〇、〇〇さん、農地は子々川郷〇〇と〇〇、地目は田、地積合計は1,455㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。売買による所有権の移転で設定期間は永久です。申請理由は、譲渡人は管理が困難なため、譲受人は規模拡大のためです。農作業従事者は1名で、従事日数は合計で200日、譲受後の譲受人経営面積は8,383㎡です。2ページ以降は許可申請書と添付書類です。4ページをご覧ください。譲受人の作付予定作物は上段1-2(1)に記載していますが、水稻と野菜の栽培をされています。農作業従事者数は(3)をご覧ください。農作業従事者は譲受人1人で農作業歴は50年です。詳細につきましては5ページ中段の4をご覧ください。本人のみで年間200日農業に従事しております。6ページをご覧ください。上段「6周辺地域との関係」につきましては、河川と道路に挟まれ、隣接する農地がないことから、地域の農業に与える影響は特にないとのことです。下段「7地域との役割分担の状況」は周辺農家と協力して、共同利用施設の取り決めや獣害被害対策を行うこととしております。7ページをご覧ください。「農地法その他の農業に関する法令の遵守状況」ですが、関係法令の違反はありません。8,9ページは位置図です。申請地は〇〇沿いで〇〇の手前、〇〇脇の農地です。10ページは現況写真です。申請地は、現在は遊休農地の状態です。議案第1号の説明は以上です。

○議 長

本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

- 1 1 番 ○○さんは以前から、この周辺で農地の賃借をされており、年齢的な面以外は問題ないのではないかと思います。
- 議 長 私からも質問を。○○さんは以前、○○委員にも農地を貸しており、農作業従事者は1人で高齢でもあるので耕作は大丈夫なのか。
- 事務局 1年ほど前に○○さんが○○と○○に農地を貸していたため、規模縮小の意向だったのではないのかということで確認しましたが、その農地では、いもの栽培していましたが、その農地には適していなかったということで、その農地は貸したということでした。
- 1 1 番 ○○さんは建設業もされており、従業員にも農作業を手伝ってもらっていますので大丈夫ではないでしょうか。
- 事務局 ○○さんは土木工事も行えるので遊休農地の解消としてもよいと思っています。
- 9 番 私も○○さんを知っているが、町内でいくつか農地を所有されているので、高齢で農業ができなくなる前に、次の方への賃借などは考えてもらいたい。
- 1 番 ○○さんは親戚で以前、私にも農地購入の話がありましたが、受けれなかった。農地の管理に苦勞されていたため、農地を活用していただければと思っており、○○さんの耕作の状況などは見ていきたいと思います。
- 議 長 ほかにありませんか。高齢ということもあり、条件付きで許可ということでどうでしょうか。それでは議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって、議案第1号は許可することに決定します。日程第3、報告が2件あります。事務局は説明をお願いします。
- 事務局 報告事項について説明いたします。まず、報告第1号ですが、13ページをご覧ください。農地法第3条の規定による届出、相続による所有権の移転です。相続人は長崎市三川町○○、○○さん、被相続人は同住所、妻の○○さん、届出農地は日並郷○○と○○、地目は畑、地積合計は283㎡です。権利を取得した日は、令和8年7月8日、所有権移転登記申請を行った日です。権利を取得した事由は、令和8年4月6

日の相続です。農業委員会によるあっせん等の希望はありません。14ページは届出書です。15ページは位置図ですが、届出農地は〇〇の西側付近の農地です。

次に、報告第2号ですが、16ページをご覧ください。農地法第5条の規定による届出、権利移動を伴う市街化区域内農地の転用です。譲受人は浜田郷〇〇、〇〇さん、譲渡人は〇〇、農地は浜田郷〇〇、地目は畑、地積は24㎡、市街化区域内の第3種農地で区画整理区域内です。譲受人は駐車場用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は所有権の移転、権利の期間は永久です。17ページは届出書です。「3権利を設定移転する契約内容」は売買による所有権の移転です。「4転用計画」ですが、工事着工時期は令和8年9月、工事完了は着工後4カ月程度の予定です。事業概要としましては1台分の駐車場として利用予定です。「5被害防除施設の概要」としましては、当該土地の付近に農地はないため、防除施設等は不要です。18ページは位置図です。対象地は〇〇の南西側付近の農地です。19ページは仮換地指定通知です。浜田郷〇〇の仮換地は〇〇となっています。20ページは隣地の浜田郷〇〇の宅地の仮換地通知です。仮換地は〇〇でさきほどの〇〇の隣接地です。21ページ以降は仮換地案内図、22ページが現況写真、23ページが利用計画図です。仮換地〇〇と〇〇を利用して駐車場として利用予定です。以上で報告事項の説明を終わります。

○議長 報告事項についてご質問、ご意見はありませんか。

○2番 仮換地と仮換地の地番が区画整理後はどうなるのかについて説明をお願いします。

○事務局 区画整理区域内に土地を持っていた方に、その土地の代わりの土地として仮換地が与えられます。仮換地の地番は仮の地番で、正式な地番は区画整理終了後に決定され、所有者に通知されることとなります。

○9番 補足ですが、区画整理は町の都市整備計画であり、以前、区域内にあった農地も区画整理後に農地のままということではなく、全て、宅地となってしまうので、以前から、区画整理に伴う転用を1件1件、総会案件とすることは疑問に思っているが、農

地法にもとづき届出の受理を行っている状況となっている。

○議長 長

ほかにありませんか。ないようでしたら、報告をおわります。以上をもちまして、
本日の総会は閉会します。次回は9月28日、月曜日、午前9時30分から第二庁舎
4階大会議室で総会を行います。お疲れさまでした。